

老後の資産形成における個人型確定拠出年金の利用の促進¹

山口大学
加藤真也研究会
社会保障③

関 桃子
早田 奨斗
藤木 圭汰
藤原 愛斗
古市 圭
森兼 優

2022 年 11 月

¹ 本稿は、2022 年 12 月 10 日、11 日に開催される ISFJ 日本政策学生会議「政策フォーラム 2022」のために作成したものである。本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく著者たち個人に帰するものである。

要約

本稿では、日本における近年の社会保障制度の変遷と年金制度の需要が高まる背景を踏まえ、中でも個人型確定拠出年金(以下 iDeCo)の拡充を目指すことで、持続可能な年金制度の構築を図るという研究を行う。現在、世界的に見ても高速な少子高齢化が進行し社会保障費が増大している。日本における高齢期所得保障の議論は公的年金制度の財政的持続性に偏重しており、長寿化に伴いその公的年金制度は支給能力が低下している。これを補完する目的で導入された企業年金も制度改革による役割後退が免れない。そのため自助努力による老後に向けた経済的準備を行う必要があり、そこで私的年金の拡充を検討する。iDeCo の普及を阻害する要因を実証分析により明らかにし、制度の拡充に向けた政策提言をすることを目的とする。

先行研究としては丸山(2021)、大江(2022)、北村ら(2009)、日下部(2020)、新田(2020)、駒田ら(2007)を参照する。丸山(2021)は所得と iDeCo 加入の関係性について取り扱っており、この点において本稿と類似している。大江(2022)は企業型確定拠出年金へのアプローチとして継続教育に着目しているという点で本稿と類似している。北村ら(2009)も同様の点において本稿と類似している。日下部(2020)はドイツの個人年金制度であるリースター年金の現状分析を行った上で、私的年金普及のために、現行の iDeCo をベースにした政策を提案している。海外の年金制度を参考にし、私的年金制度を普及させるという点において本稿と類似している。新田(2020)は金融リテラシー、税制リテラシー、年金リテラシーに関するアンケート調査(資産形成のためのリテラシー調査)を行い、前述したリテラシーと金融行動の関係性を分析した。金融知識と制度加入の関係性について取り扱っているという点で本稿と類似しており、また分析におけるモデルの枠組み、手法、変数等を参考にし、プロビットモデルによる実証分析を行った。駒田ら(2007)は、国民年金の未納問題の前提にある強制加入の部分に根拠があるのか否かといった分析を行った。その中で金融商品である年金保険の一般的な購入者は長期の加入期間に見合う十分な金融商品の知識を持ち合わせていないといった長期的情報の欠如問題に触れており、この点は本稿の取り扱う金融知識の欠如という点で類似している。

そこでプロビット分析を行うことによって iDeCo への加入要因を定量的に分析する。本稿では個人年金保険や年金型商品を現在利用しているか否かと、将来的に年金型商品を利用したいか否かの 2 つをダミー変数として設定し、説明変数に設定した要因から個人年金保険・変額個人年金保険や損害保険会社の年金型商品などの私的年金の利用促進に影響を与えているのかを推定する。

以上の分析から、個人年金保険・変額個人年金保険や年金型商品への加入要因として「中低所得者の自助努力不足」「金融知識の必要性」があげられることを明らかとした。

以上の結果を踏まえ、以下の政策提言を行う。

【政策提言Ⅰ 金融リテラシー教育の推進】

【政策提言Ⅱ オプトアウト方式の導入】

【政策提言Ⅲ 拠出限度額の引き上げ】

まず、プロビット分析により明らかとなった「金融知識の必要性」において学生のみならずそれを指導する教員や教育団体・機関にも金融教育を施す公的機関を立ち上げる(政策提言Ⅰ)。また「中低所得者の自助努力不足」が明らかとなったため、これを補填するべく途中離脱(オプトアウト)可能な確定拠出年金制度を整備し、制度導入に困難が伴う中小企業に対しても新たな支援組織・仕組みを構築する(政策提言Ⅱ)。その上で中低所得者にとって障壁となる課題に対応するべく拠出限度額の引き上げを行い、加入者の選択肢を充実させ、より制度を促進する(政策提言Ⅲ)。

以上 3 つの政策提言により、iDeCo 加入に対するインセンティブを働かせられ、老後資産形成を自助努力によって行うという意識が生じることが期待できる。それにより、

iDeCo の利用率増加と老後資産形成の動きが加速され、その結果、本稿のビジョンである「iDeCo の利用に係る諸問題の解決と iDeCo の拡充により、自助努力による老後の経済的準備を促進すること」が達成されることが考えられる。

目次

要約	2
目次	4
第1章 現状分析・問題意識	5
第1節 現在の老後の資金と年金の必要性	5
第2節 公的年金について	6
第1項 現在の年金制度と年金加入者の推移	6
第2項 賦課方式と積立方式	8
第3節 私的年金に関して	8
第1項 私的年金制度	8
第2項 確定拠出年金の日本と海外比較	12
第4節 金融リテラシー教育の現状	13
第5節 問題意識	14
第2章 先行研究及び本稿の位置づけ	14
第1節 先行研究	14
第2節 本稿の位置づけ	16
第3章 理論・分析	17
第1節 リサーチクエスションと仮説	17
第2節 プロビット分析	17
第3節 分析結果	21
第4章 政策提言	26
第1節 政策提言の方向性	26
第2節 提言Ⅰ 金融リテラシー教育の推進	26
第1項 政策の概要とその内容	26
第2項 実現可能性	28
第3節 提言Ⅱ オプトアウト可能方式の導入	28
第1項 政策の概要とその内容	28
第2項 実現可能性	29
第4節 提言Ⅲ 拠出限度額の引き上げ	29
第1項 政策提言の概要とその内容	29
第2項 実現可能性	30
第5節 政策提言のまとめ	30
おわりに	31
先行研究・参考文献	32
主要参考文献	32
引用文献	32

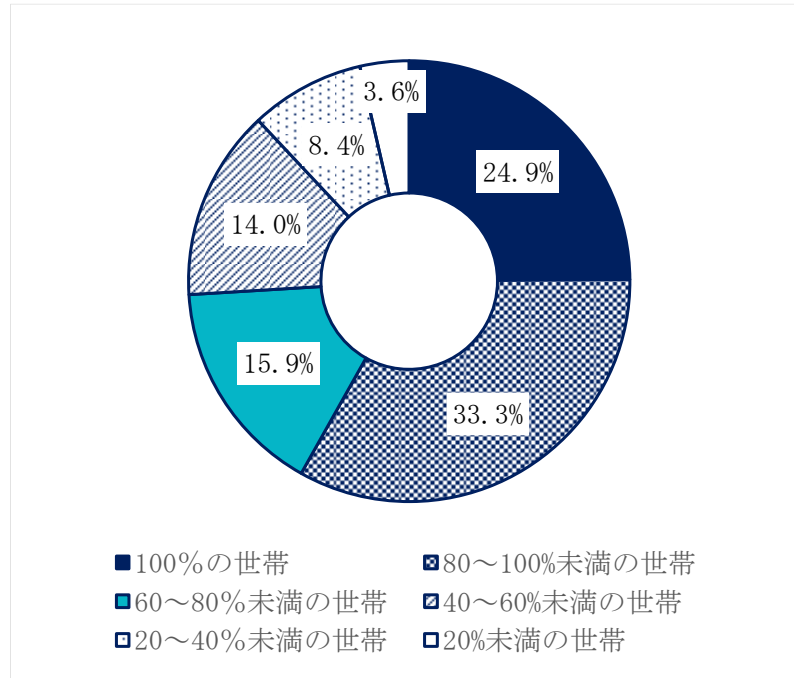
第1章 現状分析・問題意識

第1節 現在の老後の資金と年金の必要性

現在の日本において少子化が進行するとともに、平均寿命は年々伸び続け少子高齢化社会となっている。日本の平均寿命は厚生労働省(2021a)によると、男性で81.47歳、女性は87.57歳となっており、長寿化が進み「人生100年時代」とも呼ばれる高齢社会を迎えようとしている。そのような中、金融庁(2019)において老後の資金に95歳まで生きるには2,000万円金融資産を取り崩す必要があると公表され、一時期世間を騒がした。これはある年金のモデルによる平均的な値の試算であるが年金財政を維持するためのマクロ経済スライド制²の適用によって、将来的に年金給付水準は現役時所得の61%から50%程度まで引き下げることになっていることを踏まえると老後資産が不足することは変わらないといえる。

厚生労働省(2021b)によると公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合において、公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯は全体の24.9%、80~100%未満の世帯は全体の33.3%とあり、半数以上の公的年金・恩給を受給している高齢者世帯が公的年金・恩給に強く依存した生活を送っていることが分かる(図1)。また、公的年金・恩給が総所得の60%以上を占めている公的年金・恩給を受給している高齢者世帯は全体の74.1%にあたり、公的年金・恩給が高齢者世帯の生活において欠かせないものであると言える。

図1 公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合

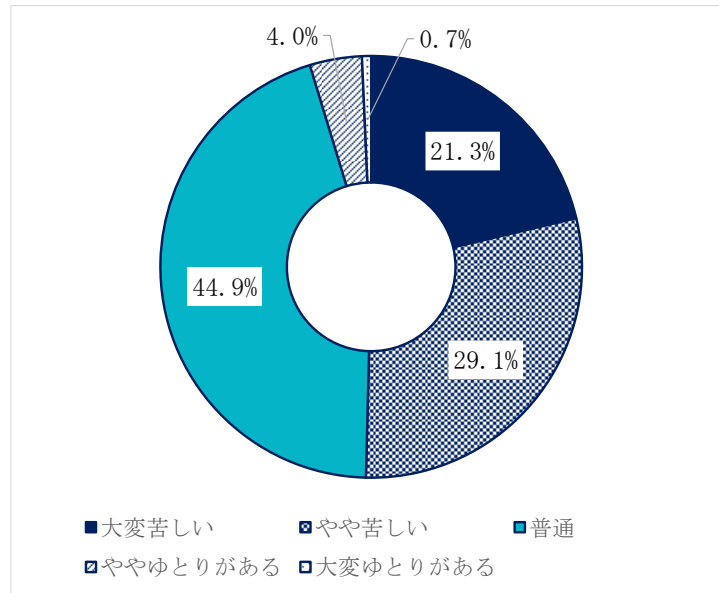


(厚生労働省(2021b)より著者ら作成)

² マクロ経済スライド制とは平成16年の年金制度改正で導入された賃金や物価の改定率を調整して緩やかに年金の給付金を調整する制度である。

しかし、図1と同調査の高齢者の生活意識(図2)によると「大変苦しい」、「苦しい」との回答は50.4%であり、全体の約半数が苦しいと回答しており公的年金・恩給をもらったとしても生活が豊かであるとは言えない状況であることがわかる。

図2 高齢者世帯の生活意識



(厚生労働省(2021b)より著者ら作成)

前述の通り現在の日本では老後の資金を公的年金に深く依存している。しかし生活が苦しいと感じている人が多く、公的年金と貯蓄だけでは老後の生活は厳しいのが現状である。そこで本稿では老後の資産形成において私的年金の拡充により老後の生活の向上を図ることに焦点を当てる。

第2節 公的年金について

第1項 現在の年金制度と年金加入者の推移

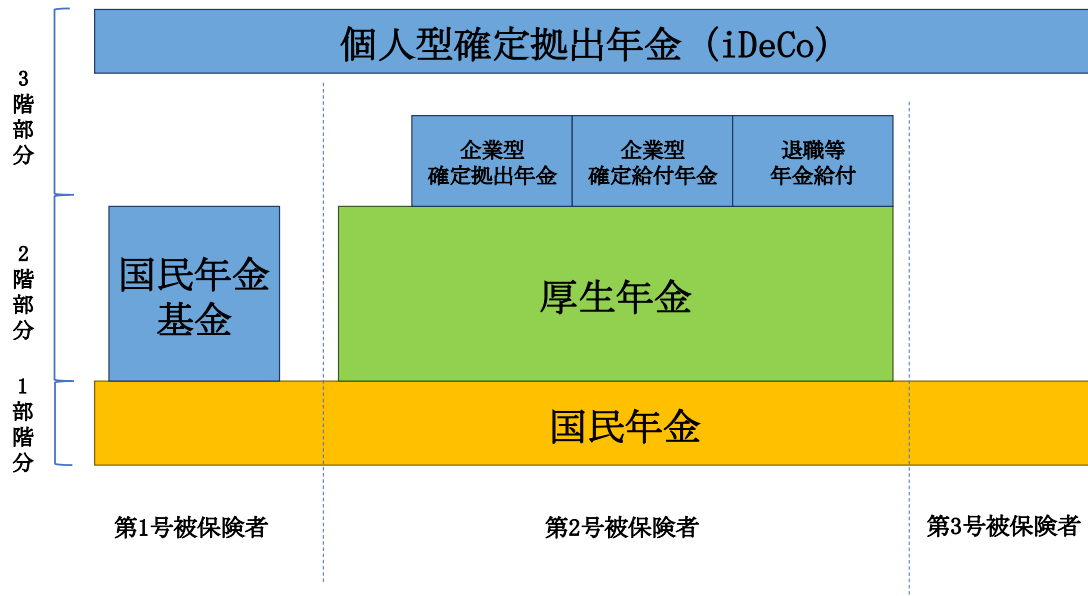
現行の年金はまず、公的年金と私的年金とに分けることができる。公的年金は社会保障の観点から国が行う年金制度であり、私的年金は公的年金の上乗せの給付を保障する年金制度である。年金制度は雇用形態等によって第1号から第3号被保険者に分けられる。第1号被保険者は自営業者や学生、フリーターなどの人を指す。第2号被保険者はサラリーマンやOLといった会社員や、公務員などの人を指す。第3号被保険者は専業主婦(夫)などの被扶養配偶者などがこれにあたる。年金制度は納める側面と受け取る側面からみることができる。まず、納める側面からみていく。

日本の年金制度は国民皆年金という特徴があり、国民年金、厚生年金からなる1,2階部分と公的年金とは別の私的年金などからなる3階部分による3階建ての構造である(図3)。

1階部分を担うのが公的年金のうちの国民年金である。国民年金は日本に居住する20～60歳未満の人が加入するものである。保険料の納付と条件を満たすことにより、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などが受給できる制度である。この年金は前述のとおり、第1号から第3号被保険者すべての人が加入するものであり、年金制度の1階部分を担う土台であるといえる。

年金制度の 2 階部分を担うのは厚生年金である。厚生年金は第 2 号被保険者が加入し保険料は所得に応じて変動し、事業者と従業員が半分ずつ支払うものである。厚生年金に 10 年以上加入することによって老齢厚生年金等の受給資格を得ることができる。

図 3 年金制度の概要図



(厚生労働省(2022a)より著者ら作成)

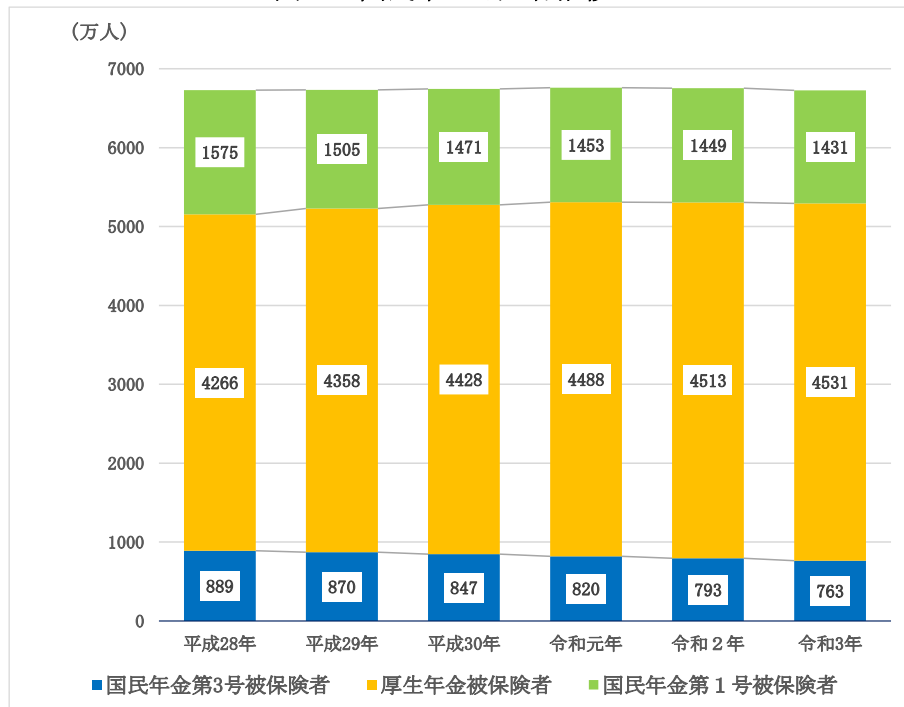
次に受け取る側面からみていく。年金の受給は大きく 3 つに分けられる。老齢年金、障害年金、遺族年金の 3 種である。

老齢年金は高齢になり会社を退職するなどして所得が低くなった際生活の支えとなる年金である。主に老齢基礎年金と老齢厚生年金とに分けられる。老齢基礎年金は保険料を納めた期間と保険料が免除された期間が 10 年以上あり、65 歳以上である場合に受給できる年金である。受給額は納付月数などにより異なり、2022 年 4 月からの満額は月額 64,816 円となっている。繰り上げ、繰り下げ受給も可能であり、その場合受給額も変動する。

老齢厚生年金は老齢基礎年金の受給資格を満たしており、厚生年金の加入期間が 1 か月以上あり、65 歳以上である場合に受給できる年金である。受給額は報酬によって異なり、平均標準報酬月額に給付乗率を乗した値であり、個人によって異なる。

障害年金は事故などにより重い障害を負ってしまった場合などの生活を支えるために支給される年金であり、障害基礎年金と障害厚生年金とに分けられる。遺族年金は一家の大黒柱が亡くなったときに、残された家族の生活の安定のために支給される年金であり、遺族基礎年金と遺族厚生年金とに分けられる。本稿は老齢年金に重きを置いているため障害年金、遺族年金に関する詳細な説明は省略する。

厚生労働省(2022b)によると、国民年金第 1 号被保険者数は、令和 3 年度末で 1,431 万人と前年度末と比べて 18 万人減少している。国民年金加入者全体で見ると前年度末と比べ 30 万人減少している。

図 4 国民年金加入者推移³

(厚生労働省(2022b)より著者ら作成)

第2項 賦課方式と積立方式

現在日本の年金では賦課方式が取られている。賦課方式とは被保険者から保険料を徴収し、それを財源とすることで年金給付に必要な額を賄っていく方式である。賃金や物価などの上昇に合わせて年金の給付額の変更を行う場合において、保険料の収入においても賃金の上昇に合わせて上昇するため保険料はあまり影響を受けない制度であるといえる。金利変動があった場合においても積立金を保持しないため保険料は影響を受けても相対的に軽微な影響となる。しかし、保険料は受給者と被保険者の割合に依存するため少子高齢化の影響を大きく受ける。

一方、積立方式とは現役時代に支払った保険料をあらかじめ積み立てていく方式である。積立方式の場合、賦課方式とは違い積立金を受給する形になるため物価上昇などの影響を受けることになる。賃金や物価などが上昇した場合積立金の金額では年金として不十分なものになりかねない可能性があるといえる。

第3節 私的年金に関して

第1項 私的年金制度

私的年金とは公的年金に上乗せでの給付を保障する制度であり、大きく分けて確定給付型と確定拠出型の2つに分類される。私的年金は高齢期において豊かな生活を送るために企業や個人はいくつかの制度から選択することができる。

確定給付型とは加入した期間などに基づいてあらかじめ給付額が決まっている年金制度

³ 図中「厚生年金被保険者」の令和3年の数値は第2～4号厚生年金被保険者数を令和2年度末の実績とした場合の暫定値である。

である。確定給付型年金には確定給付企業年金があり、確定給付企業年金はさらに確定給付企業年金（規約型）、確定給付企業年金（基金型）の2つに分けられる。

規約型確定給付企業年金は企業側と従業員が合意した年金規約に基づいて企業と信託会社や保険会社などが契約を結び企業の外で年金資金を管理・運用し、年金給付を行うものである。

基金型確定給付企業年金は母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立し、企業年金基金で年金資金を管理・運用し、年金給付を行うものである。

これらはメリットとして運用を企業が行うので管理に気を使わなくてよく、老後に受け取れる額が分かりやすいことがあげられる。しかし運用次第では給付額が減額になるデメリットがある。

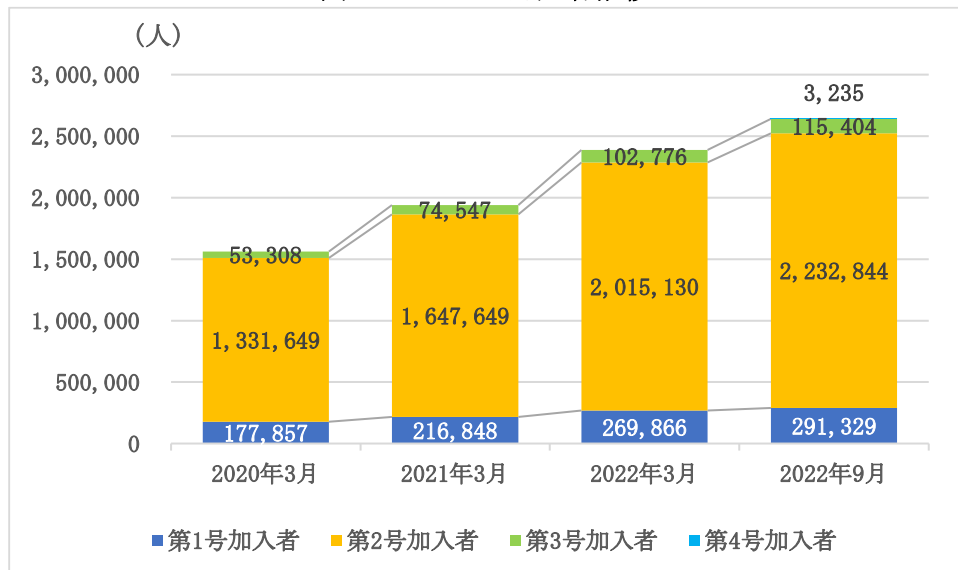
確定拠出型とは拠出された掛金が加入者ごとに区分され、その掛金と自らの指図による運用の運用益との合計額をもとに、給付額が決定される年金制度である。確定拠出年金には企業型確定拠出年金と個人型確定拠出年金とに分けられる。

企業型確定拠出年金とは、会社が掛金を拠出し、従業員が金融商品を選び、自分で運用しながら積み立てる制度である。定年退職する60歳以上に積み立てた資金を一時金または年金形式で受け取ることができる。積み立てた年金資金は原則として60歳まで引き出すことはできない。また、運用は従業員本人が行うため運用結果は本人の自己責任であるというのも特徴である。

しかし、企業年金制度⁴を導入している企業は厚生労働省(2018)によると26.7%と少なく、また、加入する条件として厚生年金を納めている第2号被保険者であるため多くの人が加入できない。そのため本稿では第1号・第3号被保険者であるとしても加入が可能な個人型確定拠出年金に着目する。

個人型確定拠出年金とは通称 iDeCo と呼ばれるもので、加入者が毎月の掛金を拠出し、あらかじめ用意された金融商品を運用することで積み立てる制度である。掛金は60歳になるまで拠出可能であり、60歳以降に掛金と運用益との合計額を一時金または年金形式で受け取ることができる。しかし、一度拠出した掛金は60歳まで引き出すことはできず、運用結果は個人の自己責任である。日本の iDeCo 加入者数は iDeCo 公式サイトによると2020年3月時点で約156万人、2022年9月時点では約264万人となっており、加入者数は年々増加している(図5)。しかし佐川(2022)によると、2022年3月時点での iDeCo の加入率は、第1号被保険者は1.9%、第2号被保険者は4.5%、第3号被保険者は1.3%であり、年々加入者は増えてはいるものの全体の加入者の割合としては低いと言える。

⁴ 確定給付型と確定拠出型の両方を含む。

図 5 iDeCo の加入者推移⁵

(iDeCo 公式サイト ライブラリ「加入者数等について」より著者ら作成)

iDeCo の加入資格は国民年金の被保険者区分によって異なっている。国民年金の第 1 号被保険者は 20 歳以上 60 歳未満の自営業者とその家族、フリーランス、学生などが加入対象となる。しかし、そのうちの農業者年金の被保険者と国民年金の保険料納付を免除されている人(障害基礎年金を受給している人等は除く)は加入対象とならない。国民年金の第 2 号被保険者は厚生年金の被保険者が加入対象となる。しかし、そのうちの企業型確定拠出年金に加入している人(企業型確定拠出年金規約で個人型同時加入を認めている場合を除く)は加入対象とならない。国民年金の第 3 号被保険者は厚生年金の被保険者に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者が加入対象となる。国民年金の任意加入被保険者は国民年金に任意で加入した人のうち 60 歳以上 65 歳未満で国民年金の保険料の納付済期間が 480 月に達していない人、20 歳以上 65 歳未満の海外居住者で、国民年金の保険料の納付済期間が 480 月に達していない人が加入対象となる。この国民年金の任意加入被保険者の加入資格は 2022 年 4 月の制度の改正により加入資格を得た。

⁵ 第 1 号加入者から第 3 号加入者は国民年金の第 1 号から第 3 号被保険者に対応し、第 4 号加入者は国民年金の任意加入被保険者に対応する。

表 1 iDeCo の加入資格

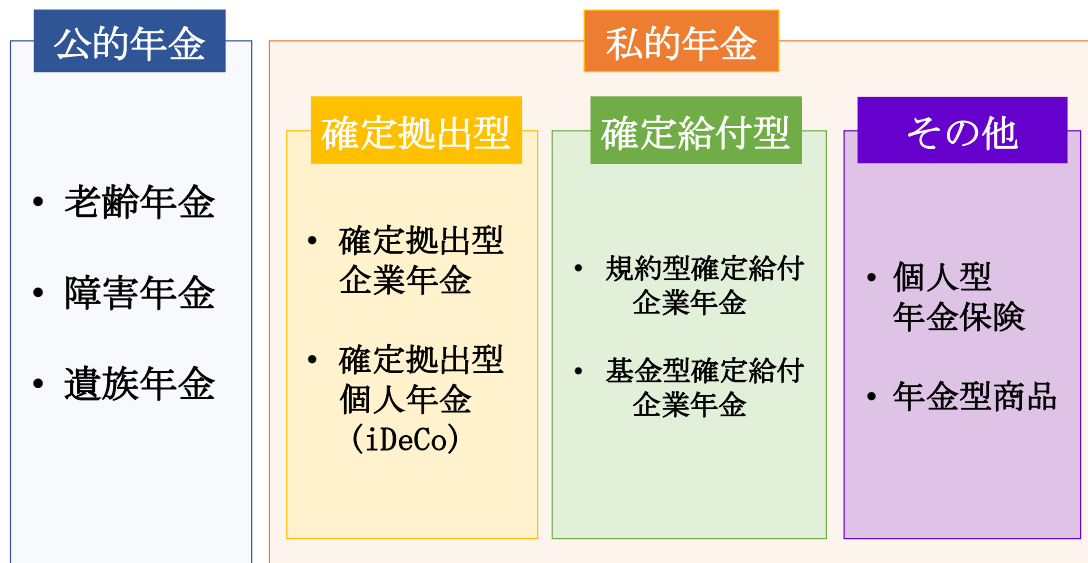
加入区分	加入対象となる人	加入対象とならない人
国民年金 第 1 号被保険者	20 歳以上 60 歳未満の自営業者とその家族、フリーランス、学生など	・ 農業者年金の被保険者 ・ 国民年金の保険料納付を免除されている人(障害基礎年金を受給している人等は除く)
国民年金 第 2 号被保険者	厚生年金の被保険者	企業型確定拠出年金に加入している人 (企業型確定拠出年金規約で個人型同時加入を認めている場合を除く)
国民年金 第 3 号被保険者	厚生年金の被保険者に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者	
国民年金 任意加入被保険者	・ 60 歳以上 65 歳未満で国民年金の保険料の納付済期間が 480 月に達していない人 ・ 20 歳以上 65 歳未満の海外居住者で、国民年金の保険料の納付済期間が 480 月に達していない人	

(iDeCo 公式サイト ライブラリ「2022 年の制度改革について」より著者ら作成)

日本の政府はより多くの人により長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げるとともに、受給開始時期等の選択肢を拡大、確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大、企業型 DC 加入者の iDeCo 加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図るなどの政策をとっている。

また、その他の私的年金制度として、個人年金保険・変額個人年金保険や年金型商品があげられる。個人年金保険・変額個人年金保険は、保険会社が行なっている年金制度であり、設定した年齢まで保険料を払い込むことで年金を受け取ることが出来る保険である。この保険は iDeCo と違い途中解約が可能であり、積み立てられた原資は払った年数に応じた割合分だけが返戻される。加えて、本稿において年金型商品を取り扱うが、これは年金払積立傷害保険のことを指し、補償対象がケガに限定されており死亡や行為障害を保障する機関が年金受取終了時まで継続する個人年金保険である。本稿では、iDeCo と個人年金保険・変額個人年金保険や年金型商品は自ら拠出額を決定し、最終的に年金形式で受け取ることができることから、類似した商品であるとみなす。

図 6 私的年金の概要図



(著者ら作成)

第 2 項 確定拠出年金の日本と海外比較

確定拠出年金への加入方式については、対象者全員に加入義務づける強制加入、対象者全員に自動的に加入させる（ただし脱退を認める）自動加入、加入・非加入を対象者の選択にゆだねる任意加入の 3 つの方式がある。日本は任意加入の方式をとっているが、世界では強制加入や自動加入を採用している国がある。日本証券経済研究所 (2015) を参考・引用し、その例を以下に挙げていく。

① アメリカ

アメリカでは 401(k) プランという民間営利企業従業員を対象とした確定拠出年金制度がある。仕組みとしては会社の従業員が給与の一部をすぐに受け取らず、拠出金として 401(k) 口座に預けて給与の受け取りを将来に遅らすことができるというものである。2006 年に年金改革法が成立し、401(k) プラン(企業型 DC)を採用している企業は全従業員を対象に自動加入・オプトアウト方式を採用できることとなった。新制度はより多くの国民が優遇税制を利用して退職後に備える資産形成を行うことを目指している。

② イギリス

イギリスでは 22 歳以上で公的年金受給開始年齢に達していない被用者全員について、一旦確定拠出年金に自動的に加入させる(希望者は脱退を選択できる)自動加入・オプトアウト方式を 2012 年以降、大企業から段階的に取り入れている。

③ チリ

チリは、1970 年代の軍事クーデターによって誕生したピノチェト政権のもと、1981 年に公的年金の主要部分を、従来の賦課方式から強制加入・積み立て方式の確定拠出年金へ変更した。その背景には 1960 年代からの急速な高齢化の進行により、公的年金の拠出者と受給者のバランスが悪化して財政難に陥っていたこと、中小企業労働者など真に必要としている人に年金が行き渡っていないなど制度の公正さの面で問題が存在していたことがあった。1981 年改革の結果、全被用者は強制的に税込み給与の 10% を天引きされ、民間の年金基金運営会社に設けられた個人別口座を通じ被用者自身が資産運用を行って、男性は 65 歳、女性は 60 歳から年金を受給する仕組みとなった。

④ オーストラリア

オーストラリアでは、日本の年金制度によく似た 2 階建て体系の年金制度が存在する。1 階部分は公的年金であり、2 階部分は私的年金において被用者（会社員や公務員など）が強制加入となり、雇用主が賃金の一定割合を拠出することを義務付けるスーパーアニュエーションを導入していた。しかし、2002 年に政府は全雇用主に対し、従業員全員を対象にスーパーアニュエーションへの拠出を義務付けた。当初の強制拠出率は給与の 3%であったが、徐々に引き上げられて 2014 年度には 9.5%となった。さらに 2021 年には 10%まで引き上げられ今後 12%に段階的に引き上げられる予定である。

⑤ ドイツ

齋田(2009)、日下部(2020)によると、ドイツでは個人年金の制度としてリースター年金が導入されている。リースター年金とは 2001 年の財政改革の際に 2002 年より導入された任意加入の個人向け確定拠出年金制度である。この制度は公的年金加入者とその配偶者を対象とした制度である。拠出時に政府による助成金や所得控除といった助成措置があり、支給時には助成金を含む元本全額が確保されるのが特徴としてあげられる。拠出時の助成金は主に基礎助成と児童助成からなる。基礎助成は 2018 年以降では最大額で 175 ユーロとなっている。児童助成は 1 世帯につき子ども一人当たり 2007 年生まれまでは 185 ユーロ、2008 年以降に生まれた子どもは一人当たり 300 ユーロである。所得控除の上限額は 2,100 ユーロである。リースター年金の加入率は全体で 34%であるが低所得者層の加入者が低いのが課題である。

このように確定拠出年金制度への加入率向上に関して、公的年金の一部置き換えをふくめて確定拠出年金への強制加入方式をとる国があるほか、イギリスで全被用者・アメリカで 401(k)プランを対象に自動加入方式が採用され、確定拠出年金制度への加入率向上を目指している国が多い。日本の確定拠出年金も個人型を中心に拡充されようとしているが、海外と比べてみると公的年金を補完するため確定拠出年金を活用して個人の自助努力による老後所得を確保しようという動きが先に進んでいる。確定拠出年金の加入率向上に向けては、強制加入や自動加入方式を取り入れている国があり、また十分な退職後所得を確保するため、拠出額を向上させる動きも進んでいる。そのため、日本の確定拠出年金は、アメリカなど先進国と比べると量的にも質的にも発達が遅れているように思われる。公的年金の充実度を見るため、公的年金など加入義務のある年金の所得代替率を、OECD による報告書によると、日本の公的年金給付の所得代替率は G5 の中で 2 番目に低く、OECD34 か国の平均と比べても低い状況にある。日本の公的年金は現在でも海外に比べ所得代替率が低いことに加え、将来の維持基盤は、人口構成から見ると諸外国に比べて脆弱といわざるを得ない。したがって、確定拠出年金など私的年金を充実する必要性は、外国以上に高いと思われる。年金財政が苦しい中で、今後、老後の所得確保について自助努力の重要性を国民に訴えていく必要があり、確定拠出年金を公的年金と並ぶ年金制度の柱として位置付け、中長期的には確定拠出年金への自動加入方式導入を検討していく必要がある。

第 4 節 金融リテラシー教育の現状

金融リテラシーとは金融に関する知識と判断力のことである。日本では金融庁金融研究センター(2013)において、国民一人一人がより自立的で安心かつ豊かな生活を実現するために金融リテラシーの向上が必要であると述べられており、「家計管理」「生活設計」「金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択」「外部の知見の敵札な活用」の 4 分野を筆頭に生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシーとして列挙した。また、これに基づいてその内容を体系的かつ具体的に記した「金融リテラシー・マップ」を作成した。金融広報中央委員会(2022)によると金融リテラシー調査にて金融知識に関する海外と共通の正誤問題を比較したところ、金融知識に関する正答率は米国とにおいては日本が 47%であるのに対し米国が 50%であり日本を上回っている結果となってい

た。また英国、ドイツ、フランスにおいても同様に正答率は日本を上回っていた。また、同調査にて金融教育を受けた人ほど点数の高い、つまり金融リテラシーの高い人が多いことも同調査において明らかにされている。さらに、金融リテラシーの高い人ほど株式、投資信託、外貨預金等に投資を行っている人が多いことも明らかになっている。学校において金融教育を「行うべき」との意見は 71.8%であるが、実際に受けたことがある人は 7.1%であり、アメリカは 20%であるのでアメリカを大きく下回り、金融教育が必要との認識はあるものの機会がないのが現状である。このように日本の金融リテラシー教育が海外に後れを取っている現状も浮き彫りとなった。高等学校学習指導要領が 2018 年に改訂され告示された。文部科学省(2018)によると、2018 年の民法の改正によって 2022 年 4 月 1 日から成人年齢が 18 歳に引き下げられ、18 歳から一人で契約できるようになった。しかし、保護者の同意を得ずに締結した契約を取り消すことができる年齢が 18 歳未満になるため自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、また、若年者の消費者被害の防止・救済のためにも、消費生活にかかわる内容についてより一層の指導の充実を図ることが必要とされ、高等学校学習指導要領に新たに「持続可能な消費生活・環境」として位置づけられ組み込まれた。生活における経済の計画、消費行動と決定意思、持続可能なライフスタイルと環境の 3 つを軸として組み込まれた。特に生活における経済の計画において、家庭経済と国民経済とのかかわりなど経済循環における家計の位置づけとその重要性、家計管理に関して学ぶ。家計管理ではリスク管理も踏まえた家計管理の基本について理解できるようにするとともに、預貯金、民間保険、株式、債券、投資信託等の基本的な金融商品のメリット・デメリットを含む特徴、資産形成の視点にも触れるようにすることとしている。これにより若年層における金融リテラシー教育が推進され浸透することが見込まれる。

第 5 節 問題意識

日本では少子化が進み、国民の平均寿命が年々伸び続けているため、老後の資産の形成が以前に比べ重要になってきている。高齢者の多くは公的年金に依存し生活を営んでいるがその生活は豊かであるとは言えない。自助努力による老後の資産形成の方法として、私的年金を利用した資産形成がある。私的年金にはいくつかの種類があるが本稿では iDeCo に着目する。資産形成にあたっては金融知識が必要となるが、日本では十分な金融教育が行われていないのが現状である。本稿では高齢者の生活が公的年金に深く依存しており、かつ公的年金のみでは生活が賄いきれていないことを深刻な社会問題であると捉え、「公的年金に依存しており、iDeCo 等を利用した自助努力による資産形成が必要であるがあまり普及していないこと」と「資産形成のための金融教育が十分に行われていないこと」を問題意識とする。また、iDeCo を利用する要因は何か、私的年金の加入促進の要因は何かについて分析を行う。そして、「iDeCo の利用に係る諸問題の解決と制度の拡充により、老後の資産形成を促進すること」を本稿のビジョンとする。

第 2 章 先行研究及び本稿の位置づけ

第 1 節 先行研究

今日、本稿と同様に私的年金、特に個人型及び企業型の確定拠出年金の拡充を唱える論文は多数存在する。

丸山(2021)は、私的年金制度の中でも iDeCo に着目し、iDeCo 加入者の特徴について分析

を行っている。具体的には、中年未婚者(40代、50代)の個票データを用いて、iDeCo加入の要因に関する二項ロジスティック分析を行っている。その結果、本来老後の年金額の上乗せの措置として加入が促されるはずの国民年金加入者よりも厚生年金加入者の方がiDeCoへの加入率が高いことが分かった。加えて厚生年金者や金融資産額が高い者といった、経済的に余裕のある者ほどiDeCoに加入する傾向にあることを示した。この点は本稿の取り扱う所得とiDeCo加入の関係性という点において本稿と類似している。

大江(2022)は、企業型確定拠出年金制度において企業と加入者の情報・教育の提供に対する認識には大きなギャップがあるとして、加入者が継続的な教育を実施してもらっていると認識する要因について分析を行った。その結果、実施されている教育の手法による影響が大きく、特に対面研修による教育は受講認識が高く、満足度も高いことが明らかになった。

北村ら(2009)は、米国と日本の確定拠出年金における株式配分を比較し、日本の株式配分が米国に比べて低い要因の一つとして、日本は貯蓄手段として預貯金が主流であったことによる投資のための基礎知識の不足を唱えている。そこで大江(2022)と同様に確定拠出年金における継続教育に着目し、継続教育の実施と株式の配分差(継続教育実施後の株式配分と実施前の株式配分の差)の増減の関係性について線形重回帰分析を用いて分析を行った。その結果、継続教育の実施により配分差は増加することが分かった。また、継続教育の手法として、パンフレットによる継続教育と対面のセミナーによる継続教育についても同時に分析しており、その結果として対面のセミナーを実施した方がより配分差を増加することを示した。これは大江(2022)の結果と類似している。

また本稿では海外における年金制度にも着目し、日本における私的年金制度との比較、課題解決への糸口を探る。日下部(2020)はドイツの個人年金であるリースター年金の現状分析を行ったうえで、私的年金普及のために、現行のiDeCoをベースにした政策を提案している。具体的な提言内容としては、厚生年金保険の被保険者を対象とする、原則加入義務化の制度であり、原則加入義務化の根拠としては、任意加入の制度に対して税制メリット拡大(所得控除など)や補助金導入を行ったとしても思ったように普及せず、加入者層が限定的になるためであるとしている。制度の内容としては、企業が拠出金を給与から天引きし、その拠出金を年一回加入者に給付する。その際に加入者はその拠出金を一時金として全額受け取るか、掛金としてiDeCoに拠出するかを選択するというものであり、一種のオプトアウト形式となっている。この点は、本稿の扱う海外の年金制度を参考にし、私的年金制度を普及させるという点において類似している。

新田(2020)は、資産形成を促す要因を調べるため、金融リテラシー、税制リテラシー、年金リテラシーの「三種のリテラシー」に関するアンケート調査(資産形成のためのリテラシー調査)を行い、三種のリテラシーと金融行動の関係性を分析した。具体的な分析内容としては、分析の投資経験の有無、制度加入の有無を被説明変数、リテラシークイズの点数、年齢、学歴、職業、年収、資産額、リスク回避度などを説明変数とするプロビットモデルによる分析である。これらの点に関しては本稿の取り扱う、金融リテラシー、金融知識と制度加入の関係性という点において類似している。プロビットモデルを使用した理由としては被説明変数が二者択一であるためとしている。しかしながらプロビットモデルでは因果関係を捉える上では、因果関係の方向をとらえるのが難しく(今回の場合「リテラシーの高さ→投資等の実行」か「投資等の実行→リテラシーの高さ」のどちらか判別するのが難しい)、また今回のアンケート調査では観察できない要因(社会への興味など)が、三種のリテラシーの高さ及び投資等の実行に対して、交絡因子となる場合に見せかけの相関が生じてしまうといった問題が生じてしまう可能性があるとし、操作変数法を活用した分析を行っている。これらの点を踏まえ、本稿では、モデルの枠組み、分析手法、変数等を参考にした。

駒田ら(2007)は、国民年金の未納問題の前提にある強制加入の部分に根拠があるのか否かといった分析を行った。具体的に根拠になりうる問題として以下の2つを挙げている。

①長期的情報の欠如による問題（今回の場合、果たして自分が何歳まで生きるのかが分からないといった情報の欠如によって自分の余命を見誤り、行動選択をしてしまうといった問題）。

②正確な長期的情報を持っていたとしても起こってしまう、情報処理段階の問題（今回の場合、上記の長期的情報の欠如問題がない、すなわち自分の寿命を把握できていたとしても、時間的に現在に近い消費を極端に大きく評価し、未来の消費を極端に軽んじるなどによって、結果として誤った選択をしてしまうといった、情報を処理する段階で正しく認識することが出来ない問題）。

これらの問題の存在を示すことで、国民年金の強制加入制度の根拠を示すといったものである。また、年金保険は複雑な金融商品であるため、一般的な購入者は長期の加入期間に見合う十分な金融商品の知識を持ち合わせていないといった長期的情報の欠如問題の典型例として触れており、この点は本稿の取り扱う金融知識の欠如という点で類似している。また分析において、主観的予測寿命と時間割引率に関する意識調査によって得られたデータから、国民年金未納・公的年金任意非加入者に関するプロビット分析を行っている。結果として、過度に高い時間割引率や双曲型時間割引率をもった人は年金への加入意欲が低いことが確認でき、強制加入制度に根拠はあると結論付けている。加えて、人間は長期的な視野に立ち、合理的な計画を立てることが得意でなく、事後的に年金保険料の未納や年金制度への非加入を後悔する可能性が示唆されるとしている。また、今後の公的年金の給付水準の縮小に伴い、確定拠出年金が公的年金の代替的な役割を果たすようになった場合には、年金脱退権や解約権の制限が必要になるとも結論付けている。

第2節 本稿の位置づけ

以下の先行研究における分析の限界を述べる。

丸山(2021)は今回の分析によって明らかになった問題に対して、「金融リテラシーの形成支援や行動経済学などの知見を用いた加入促進策、税制上の優遇措置の在り方などを整備し、所得再分配の視点からも再検討する必要がある」としているが具体的な政策の提言にまでは至っていないことが挙げられる。また個票データを40代、50代の中年未婚者に限定している。

大江(2022)は分析により、対面形式の継続教育が加入者の受講認識が高く、満足度も高いことを示したが、同時にコロナ禍の影響により今後の継続教育は場所や時間に制約のないネット環境での提供を模索すべきとしている。しかしながら具体的な提言にまでは及んでいない。また新田(2020)、駒田ら(2007)も同様に分析のみにとどまっており、具体的な政策の提言にまでは及んでいない。

また、日下部(2020)は政策の提言は行っているが、分析はドイツの個人年金制度であるリースター年金の現状分析のみにとどまっており、データを用いた統計分析等はなされていない。

北村ら(2009)は分析手法として解釈が容易であるという理由から線形重回帰分析を用いたと述べている。また丸山(2021)と同様に、男性のみといったデータの限定を行っている。

以上が先行研究の限界である。本稿ではデータの限定を行わず、かつプロビットモデルによる非線形回帰分析を行うことで男女共同参画を目指す社会づくりや若いうちからの資産形成、働き方改革といった現代の課題に即した、より精度の高い分析を行う。そしてそれらの分析によって得られた結果をもとに継続教育、海外の年金制度を参考にした新規の私的年金制度を軸とする具体的な政策提言を行うことを本稿の新規性とする。

第3章 理論・分析

第1節 リサーチクエスションと仮説

現行の公的年金制度だけでは老後資産を十分にまかなうことができないことが懸念されている。そのため、iDeCo を利用することによって老後資金形成を確実なものにする必要がある。したがって、ここでのリサーチクエスションを「個人型確定拠出年金制度を利用する要因とは何か？」とし、現在個人年金保険や変額個人型年金保険、損害保険会社の年金型商品で老後資産をまかなっているかどうかをダミー変数として被説明変数に設定してプロビット分析を行うことで、どのような要因が個人年金保険・変額個人年金保険や損害保険会社の年金型商品などの私的年金の利用促進に影響を与えているのかを明確にする。本稿では「老後資産形成に対する自助努力を行っている方が個人年金保険・変額個人年金保険や年金型商品に加入する」「金融知識がある人ほど個人年金保険・変額個人年金保険や年金型商品に加入する」の2つを仮説として分析を行う。

第2節 プロビット分析

本稿において、iDeCo を利用する要因を分析するにあたり、離散選択モデルのうちプロビット分析を使用して分析を行うこととする。プロビットモデルとは非線形回帰モデルの1つであり、被説明変数を1か0の2通りの値をとるダミー変数として回帰曲線を推定するモデルである。これを行うにあたって各個人の iDeCo に関する個票データが必要となる。そこで、本稿では分析に当たり、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターSSJ データアーカイブから〔「生活保障に関する調査、2019」（生命保険文化センター）〕の個票データの提供を受けたため、これを用いて定量的に分析することとする。

表2は両回帰式で設定する説明変数の概要である。被説明変数として、個人年金・年金型商品加入ダミー（現在）を設定したものを分析1、個人年金・年金型商品加入ダミー（現在・将来生活資金）を設定したものを分析2とし、説明変数を両回帰式に加えた2つのプロビットモデルについて推定する。ただし、年収のダミー変数において平均年収額の存在する300万円以上500万円未満の区間をレファレンス変数とする。

表2 説明変数の概要

変数	変数説明・質問項目
生活設計ダミー	「あなたは、ご自身のご家族の将来をどのようにしたいか、そのための経済的な準備をどうしたらよいかといった、具体的な生活設計を立てていますか。」に対し、いずれか1つを選択。 1：はい 0：いいえ
ライフイベントダミー	「最も重要なライフイベントに対する現在の経済的準備状況について、あなた自身は、どのくらい達成できていると思いますか。」に対し、以下のように場合分け。 1：順調に準備できている、ある程度準備できている 0：あまり準備ができていない、まったく準備ができていない、わからない

私的生活保障準備ダミー	「A、B 2つの考え方・行動があげられています。あなたのお考えや行動は、A、B どちらに近いでしょうか。」に対し、以下のように場合分け。 1 : A に近い、どちらかといえば A に近い 0 : B に近い、どちらかといえば B に近い、わからない ※A : 私的な生活保障の準備は、現在の生活を切りつめてでも、自ら準備すべきである ※B : 私的な生活保障の準備は、現在の生活を切りつめてまで、自ら準備する必要はない
計画実行ダミー	「A、B 2つの考え方・行動があげられています。あなたのお考えや行動は、A、B どちらに近いでしょうか。」に対し、以下のように場合分け。 1 : A に近い、どちらかといえば A に近い 0 : B に近い、どちらかといえば B に近い、わからない ※A : 計画を立てたら、着実に実行する方だ ※B : 計画を立てても、ずるずると先延ばししてしまう方だ
利益追求ダミー	「A、B 2つの考え方・行動があげられています。あなたのお考えや行動は、A、B どちらに近いでしょうか。」に対し、以下のように場合分け。 1 : A に近い、どちらかといえば A に近い 0 : B に近い、どちらかといえば B に近い、わからない ※A : 損失する可能性があっても高い利益を追求したい ※B : 損失する可能性があるなら利益が低くても安全な方がよい
老後不安ダミー	「あなたは、ご自身の老後生活に対して、どの程度不安を感じていますか。」に対し、以下のように場合分け。 1 : 非常に不安を感じる、不安を感じる、少し不安を感じる 0 : 不安を感じない、わからない
保険料自助努力ダミー	「A、B 2つの考え方・行動があげられています。あなたのお考えや行動は、A、B どちらに近いでしょうか。」に対し、以下のように場合分け。 1 : B に近い、どちらかといえば B に近い 0 : A に近い、どちらかといえば A に近い、わからない ※A : 自助努力で準備していくよりは、今より高い保険料や税金を払ってでも公的年金を充実してもらいたい ※B : 公的年金の充実のために今よりも高い保険料や税金を払うよりは、自助努力で準備していきたい
個人年金・年金型商品加入ダミー (現在)	「あなたのご家庭では、あなたご自身の老後に備えて、公的年金や企業年金、退職金以外で、現在経済的な準備をしていますか。」に対し、以下の項目を回答したか否かのダミー変数を設定。 ・ 民間の生命保険会社や郵便局、JA(農協)などで取り扱っている個人年金保険・変額個人年金保険や生命保険(銀行・証券等の窓口で加入した商品を含む) ・ 損害保険会社で取り扱っている年金型商品(年金払積立傷害保険)
新規老後資金準備ダミー	「あなたは、ご自身の老後に備えて、今後新たに経済的な準備をしたいとお考えですか。」に対し、以下のように場合分け。 1 : すぐにでも準備したい、数年以内には準備したい 0 : 特に時期は決めていないが、いずれは準備したい、まったく準備するつもりはない、わからない

公的年金準備年齢	「あなたのお考えでは、公的年金や企業年金、退職金以外で、老後のために準備した資金を老後の生活費として使い始める(始めた)のは、何歳頃からお考えになりますか(何歳頃からでしたか)。」に対し、準備開始年齢。
個人年金・年金型商品加入 ダミー (現在・将来生活資金)	「あなたは、ご自身の老後の生活資金をどのような手段でまかなっていかうとお考えですか(まかなっていますか)。」に対し、以下の項目を選択したか否かのダミー変数を設定。 ・民間の生命保険会社や郵便局、JA(農協)などで取り扱っている個人年金保険(銀行・証券等の窓口で加入した商品も含む) ・民間の生命保険会社で取り扱っている変額個人年金保険(銀行・証券・郵便局等の窓口で加入した商品も含む)
公的介護保険不十分ダミー	「あなたは、仮にご自身が将来介護される状態になった場合を考えると、具体的にどのようなことを不安に思っていますか。」に対し、以下の項目を選択したか否かのダミー変数を設定。 ・公的介護保険だけでは不十分なこと。
自助努力不足ダミー	「あなたは、仮にご自身が将来介護される状態になった場合を考えると、具体的にどのようなことを不安に思っていますか。」に対し、以下の項目を選択したか否かのダミー変数を設定。 ・自助努力による経済的準備が不足すること。
介護不安ダミー	「あなたは、将来ご自身が、親や親族などを介護する立場になった場合の生活について、どの程度不安を感じますか。」に対し、以下のように場合分け。 1：非常に不安を感じる、不安を感じる、少し不安を感じる 0：不安を感じない、わからない
公的介護保険自助努力 ダミー	「ここに、自分が寝たきりや認知症になり、介護が必要になった時の備えについて、A、B 2つの考え方があげられています。あなたのお考えは、A、B どちらの考え方に近いでしょうか。」に対し、以下のように場合分け。 1：Bに近い、どちらかといえばBに近い 0：Aに近い、どちらかといえばAに近い、わからない ※A：自助努力で準備していくよりは、今より高い保険料や税金を払ってでも公的介護保険を充実してもらいたい ※B：公的介護保険の充実のために今よりも高い保険料やゼ金を払うよりは、自助努力で準備していきたい
個人年金・年金型商品加入 ダミー (現在介護準備)	「あなたのご家庭では、あなたご自身が介護尾受ける状態になった場合に備えて、現在経済的な準備をしていますか。」に対し、以下の項目を選択したか否かのダミー変数を設定。 ・民間の生命保険会社や郵便局、JA(農協)などで取り扱っている介護関係の特約や介護関係の生命保険(銀行・証券等の窓口で加入した商品も含む) ・介護費用保険などの損害保険
男性ダミー	性別。ダミー変数として設定。 1：男性 0：女性
年齢	年齢(歳)
大卒ダミー	「あなたが最後の卒業・修了された学校はどちらですか。在学中の方、中退された方はその直前までに卒業された学校をお答

	えくください。」に対し、以下の項目を選択したか否かのダミー変数を設定。 ・大学 ・大学院修士課程 ・大学院博士課程
収入無しダミー	「あなたご自身の昨年1年間の収入は、税込みでおよそいくらぐらいですか。」に対し、以下の項目を選択したか否かのダミー変数として設定。 ・収入はない
年収 100 万円未満ダミー	「あなたご自身の昨年1年間の収入は、税込みでおよそいくらぐらいですか。」に対し、以下の項目を選択したか否かのダミー変数として設定。 ・100 万円未満
年収 100 万円以上 200 万円未満ダミー	「あなたご自身の昨年1年間の収入は、税込みでおよそいくらぐらいですか。」に対し、以下の項目を選択したか否かのダミー変数として設定。 ・100 万円以上 200 万円未満
年収 200 万円以上 300 万円未満ダミー	「あなたご自身の昨年1年間の収入は、税込みでおよそいくらぐらいですか。」に対し、以下の項目を選択したか否かのダミー変数として設定。 ・200 万円以上 300 万円未満
年収 500 万円以上 700 万円未満ダミー	「あなたご自身の昨年1年間の収入は、税込みでおよそいくらぐらいですか。」に対し、以下の項目を選択したか否かのダミー変数として設定。 ・500 万円以上 700 万円未満
年収 700 万円以上 1,000 万円未満ダミー	「あなたご自身の昨年1年間の収入は、税込みでおよそいくらぐらいですか。」に対し、以下の項目を選択したか否かのダミー変数として設定。 ・700 万円以上 1,000 万円未満
年収 1,000 万円以上 1,500 万円未満ダミー	「あなたご自身の昨年1年間の収入は、税込みでおよそいくらぐらいですか。」に対し、以下の項目を選択したか否かのダミー変数として設定。 ・1,000 万円以上 1,500 万円未満
年収 1,500 万円以上 2,000 万円未満ダミー	「あなたご自身の昨年1年間の収入は、税込みでおよそいくらぐらいですか。」に対し、以下の項目を選択したか否かのダミー変数として設定。 ・1,500 万円以上 2,000 万円未満
年収 2,000 万円以上ダミー	「あなたご自身の昨年1年間の収入は、税込みでおよそいくらぐらいですか。」に対し、以下の項目を選択したか否かのダミー変数として設定。 ・2,000 万円以上
金融知識正答率	「ここに挙げられている生命保険や金融に関する説明は正しいと思いますか。それとも間違っていると思いますか。」に対し、以下の金融に関する問題における正答率。(全3問) ・一般的に、1社の株式だけに投資する方が多くの会社の株式に分散投資するよりも投資収益は安定する ・お金を預ける場合、金利が下降傾向にあるときは固定金利の商品が望ましい ・一般に、利子率が上昇すると債券価格も上昇する

また、表 3 は被説明変数・説明変数における基本統計量である。これをもとにプロビット分析を行う。回帰式において多重共線性が生じていないことは分散拡大要因 VIF の値を算出することで確認している。

表 3 基本統計量

変数	標本数	平均	標準誤差	最小値	最大値
生活設計ダミー	4014	0.443447932	0.49679157	0	1
ライフイベントダミー	4014	2.407324365	1.142448252	0	5
私的生活保障準備ダミー	4014	2.127802691	1.182145577	0	4
計画実行ダミー	4014	2.467115097	1.212700519	0	4
利益追求ダミー	4014	3.27752865	1.134110466	0	4
老後不安ダミー	4014	0.84404584	0.36281188	0	1
保険料自助努力ダミー	4014	0.386646736	0.486981558	0	1
個人年金・年金型商品加入ダミー (現在)	4014	0.471599402	0.499192754	0	1
新規老後資金準備ダミー	4014	0.215994021	0.41151015	0	1
公的年金準備年齢	4014	65.85216741	4.127663675	50	90
個人年金・年金型商品加入ダミー (現在・将来生活資金)	4014	0.387643249	0.487212439	0	1
公的介護保険不十分ダミー	4014	0.524663677	0.499391333	0	1
自助努力不足ダミー	4014	0.378176383	0.48493196	0	1
介護不安ダミー	4014	0.56776283	0.495386918	0	1
公的介護保険自助努力ダミー	4014	0.447932237	0.497281558	0	1
個人年金・年金型商品加入ダミー (現在介護準備)	4014	0.318883906	0.466043947	0	1
男性ダミー	4014	0.439711011	0.496351929	0	1
年齢	4014	47.74389636	13.83826002	18	69
大卒ダミー	4014	0.284255107	0.451058911	0	1
収入無しダミー	4014	0.138016941	0.344917765	0	1
年収100万円未満ダミー	4014	0.16118585	0.367702286	0	1
年収100万円以上200万円未満ダミー	4014	0.139760837	0.346738728	0	1
年収200万円以上300万円未満ダミー	4014	0.115844544	0.320038413	0	1
年収300万円以上500万円未満ダミー	4014	0.161933234	0.368389551	0	1
年収500万円以上700万円未満ダミー	4014	0.084205282	0.27769543	0	1
年収700万円以上1,000万円未満ダミー	4014	0.054060787	0.22613761	0	1
年収1,000万円以上1,500万円未満ダミー	4014	0.014200299	0.118315893	0	1
年収1,500万円以上2,000万円未満ダミー	4014	0.001743896	0.041723557	0	1
年収2,000万円以上ダミー	4014	0.001993024	0.044598792	0	1
金融知識正答率ダミー	4014	0.385774788	0.250471496	0	1

第 3 節 分析結果

推定結果は表 4 と表 5 に示す。ここでは個人年金・年金型商品加入ダミーを被説明変数とした分析結果に対する考察を加える。以下では、分析 1 と分析 2 において 10%以下で有意となった変数について考察を行っていく。まず、分析 1 における分析結果の考察を加える。

表 4 分析 1 推定結果
分析1 個人年金・年金型商品加入ダミー(現在)

生活設計ダミー	-0.008816 (-0.003202591)	性別ダミー	-0.093072 (-0.003216112)
ライフイベントダミー	-0.047995 (-0.003226196)	年齢	-0.002848 (-0.003516614)
私的生活保障準備ダミー	-0.003094 (-0.003222884)	大卒ダミー	-0.124938 (-0.003200643)
計画実行ダミー	0.016345 (-0.003226902)	収入無しダミー	0.030662 (-0.003198849)
利益追求ダミー	-0.014408 (-0.003236401)	年収100万円未満ダミー	0.146410 (-0.003199133)
老後不安ダミー	0.169054* (-0.00320747)	年収100万円以上 200万円未満ダミー	0.152348 (-0.00319887)
保険自助努力ダミー	0.147433* (-0.003201896)	年収200万円以上 300万円未満ダミー	-0.045483 (-0.003199143)
新規老後資金準備ダミー	-0.011760 (-0.003199806)	年収500万円以上 700万円未満ダミー	-0.022458 (-0.003198188)
公的年金準備年齢	-0.09178 (-0.003480865)	年収700万円以上 1,000万円未満ダミー	0.332975 (-0.003197817)
公的介護保険不十分ダミー	-0.006749 (-0.003203583)	年収1,000万円以上 1,500万円未満ダミー	0.207740* (-0.003197327)
自助努力不十分ダミー	0.023380 (-0.003201793)	年収1,500万円以上 2,000万円未満ダミー	0.414294 (-0.003197173)
介護不安ダミー	0.074961 (-0.003204108)	年収2,000万円以上ダミー	0.092257 (-0.003197176)
公的介護保険自助努力ダミー	0.156806** (-0.003202646)	金融知識正答率	0.060417 (-0.0032015)
個人年金・年金型商品加入ダミー (現在介護準備)	0.325939*** (-0.003201067)	定数項	0.436723 (-)

擬似決定係数：0.009870885

対数尤度：-2748.414

サンプルサイズ：4014

注：***, **, *印は1%, 5%, 10%有意であることを示す。

括弧内の数値は限界効果。

老後不安ダミー

自身の老後生活に関して、不安を感じている方が現段階で個人年金保険や年金型商品を用いた老後資産形成を行っている確率が低いと解釈できる。これは、老後生活の準備として個人年金保険や年金型商品を利用おらず、貯蓄などの他の準備方法を行っている可能性が想定される。

保険自助努力ダミー

公的年金の充実のために今よりも高い保険料や税金を払うよりは、自助努力で準備していきたいと考える方が現段階で個人年金保険や年金型商品を用いた老後資産形成を行っている確率が低いと解釈できる。これは仮説と異なり、老後不安ダミーと同様、老後生活の準備として個人年金保険や年金型商品を利用おらず、貯蓄などの他の準備方法を行っている可能性が想定される。

公的介護保険自助努力ダミー

公的介護保険の充実のために高い保険料や税金を払うよりも自助努力で準備したいと考

える方が現段階で個人年金保険や年金型商品を用いた老後資産形成を行っている確率が低いと解釈できる。これは仮説と異なり、現時点で個人年金保険や年金型商品を用いていないことによる老後資産の準備不足への不安により、今後個人年金保険や年金型商品に加入したいと考えることが想定される。

個人年金・年金型商品加入ダミー（現在介護準備）

自身が介護される側になった際、介護関係の特約や生命保険、個人年金保険、損害保険で介護費用をまかなおうと考える方が現段階で個人年金保険や年金型商品を用いた老後資産形成を行っている確率が低いと解釈できる。これも、公的介護保険自助努力ダミーと同様、現時点での老後資産形成に対する準備不足への不安が考えられる。

年収 1,000 万円以上 1,500 万円未満ダミー

年収 1,000 万円以上 1,500 万円未満の人の方が現段階で個人年金保険や年金型商品に加入する確率が低いと解釈できる。これは年収が多いため老後資産形成に充てる資金を備えており、新たに個人年金保険・変額個人年金保険や年金型商品に加入しないと考えられる。

しかし、分析 1 において擬似決定係数の値が非常に小さいため、説明力に欠ける結果となっている。したがって、分析 1 は次章の政策提言をするのに有効であると言えない。

続いて、分析 2 における分析結果の考察を加える。

表 5 分析 2 推定結果

分析2 個人年金・年金型商品加入ダミー(現在・将来資金)			
生活設計ダミー	0.448810*** (0.01624302)	性別ダミー	0.539861*** (0.0429579)
ライフイベントダミー	-0.016032 (0.07596637)	年齢	-0.009395*** (2.536921e-80)
私的生活保障準備ダミー	-0.013200 (0.06395274)	大卒ダミー	0.221406*** (0.01385405)
計画実行ダミー	-0.005926 (0.07865493)	収入無しダミー	-0.256307** (0.01191668)
利益追求ダミー	0.095712*** (0.117384)	年収100万円未満ダミー	-0.081618 (0.01220801)
老後不安ダミー	0.603464*** (0.02369837)	年収100万円以上 200万円未満ダミー	0.303415** (0.01193841)
保険自助努力ダミー	0.038249 (0.01535569)	年収200万円以上 300万円未満ダミー	0.217907* (0.01221751)
新規老後資金準備ダミー	0.097746 (0.01292029)	年収500万円以上 700万円未満ダミー	0.799560*** (0.01126189)
公的年金準備年齢	-0.007062 (1.021832e-161)	年収700万円以上 1,000万円未満ダミー	0.911468*** (0.01090815)
公的介護保険不十分ダミー	0.131527 (0.01758169)	年収1,000万円以上 1,500万円未満ダミー	1.0044302*** (0.01045447)
自助努力不十分ダミー	0.312517*** (0.01522674)	年収1,500万円以上 2,000万円未満ダミー	-0.085599 (0.01031592)
介護不安ダミー	0.224683*** (0.01832644)	年収2,000万円以上ダミー	2.571592** (0.01031868)
公的介護保険自助努力ダミー	0.074006 (0.01631477)	金融知識正答率	0.212540* (0.0148673)
個人年金・年金型商品加 入ダミー (現在介護準備)	1.201649*** (0.0143481)	定数項	-2.389914*** (-)

擬似決定係数：0.2281921

対数尤度：-2336.5116414

サンプルサイズ：4014

注：***, **, *印は1%, 5%, 10%有意であることを示す。

括弧内の数値は限界効果。

生活設計ダミー

自身やその家族の将来について経済的な準備などの具体的な生活設計を立てている方が将来的に個人年金保険や年金型商品に加入する確率が高いと解釈できる。これは、老後生活をも視野に入れたライフプランニングを行っていることによる老後資産形成への意識の表れであると考えられる。

利益追求ダミー

損失する可能性があっても高い利益を追求したいと考える方が将来的に個人年金保険や年金型商品に加入する確率が高いと解釈できる。これは、変額個人年金保険などを踏まえた老後資産形成の手段が存在しており、こうした手段を利用しようと考えていることが想定される。

老後不安ダミー

自身の老後生活に対し不安を感じる方が将来的に個人年金保険や年金型商品に加入する確率が高いと解釈できる。これは、仮説の通りであり、老後生活に対する不安を解消するべく、資産形成方法として個人年金保険や年金型商品を利用することが考えられる。

自助努力不足ダミー

将来自身が介護される状態になった際、自助努力による経済的準備が不足することが不安であると感じる方が将来的に個人年金保険や年金型商品に加入する確率が高いと解釈できる。これは仮説の通りであり、老後資金の準備が十分でないことから個人年金保険や年金型商品を利用することが考えられる。

介護不安ダミー

将来自身が親や親族などを介護する立場になった際の生活に不安を感じる方が将来的に個人年金保険や年金型商品に加入する確率が高いと解釈できる。これは、普段の生活費用に加え介護費用が重なることによって生活資金不足に陥ることを想定し、個人年金保険や年金型商品を利用することが考えられる。

個人年金・年金型商品加入ダミー（現在介護準備）

現在、自身が介護を受ける状態となった場合に備えて経済的な準備をしている方が将来的に個人年金保険や年金型商品に加入する確率が高いと解釈できる。これは、資産形成に対する意識の高さから、さらなる老後資産形成の準備を加速させる可能性が考えられる。

性別ダミー

男性の方が将来的に個人年金保険や年金型商品に加入する確率が高いと解釈できる。これは、男性の平均年収が女性よりも多いことから老後資産形成に充てる金額が大きくなることが考えられる。

年齢

年齢が高いほど将来的に個人年金保険や年金型商品に加入する確率が高いと解釈できる。これは、年を重ねるごとに老後資金に関する問題が徐々に現実味を帯びていくことにより老後資金形成を始めることが想定される。

大卒ダミー

大学を卒業している方が将来的に個人年金保険や年金型商品に加入する確率が高いと解釈できる。これは大学の教育課程内または関連団体などによる金融教育によって個人年金保険や年金型商品の利用が推進されていることが想定される。

収入無しダミー

収入がない人の方が将来的に個人年金保険や年金型商品に加入する確率が高いと解釈できる。これは、収入が無いことから老後資産に対する不安を感じ、前もって準備しようと個人年金保険・変額個人年金保険や年金型商品に加入することが考えられる。

年収 100 万円以上 200 万円未満ダミー

年収が 100 万円以上 200 万円未満の人の方が将来的に個人年金保険や年金型商品に加入する確率が高いと解釈できる。これは、収入が低いことから老後資産に対する不安を感じ、前もって準備しようと個人年金保険・変額個人年金保険や年金型商品に加入することが考えられる。

年収 200 万円以上 300 万円未満ダミー

年収が 200 万円以上 300 万円未満の人の方が将来的に個人年金保険や年金型商品に加入する確率が高いと解釈できる。これは、収入が低いことから老後資産に対する不安を感じ、前もって準備しようと個人年金保険・変額個人年金保険や年金型商品に加入することが考えられる。

年収 500 万円以上 700 万円未満ダミー

年収 500 万円以上 700 万円未満の人は将来的に個人年金保険や年金型商品に加入する確率が高いと解釈できる。これは収入額がある程度大きいことから老後資産形成に充てるだけの金額を有していることが想定される。

年収 700 万円以上 1,000 万円未満ダミー

年収 700 万円以上 1,000 万円未満の人は将来的に個人年金保険や年金型商品に加入する確率が高いと解釈できる。これは年収 500 万円以上 700 万円未満ダミーと同様、収入額がある程度大きいことから老後資産形成に充てる老後資産形成に充てるだけの金額を有して

いることが想定される。

年収 1,000 万円以上 1,500 万円未満ダミー

年収 1,000 万円以上 1,500 万円未満の人は将来的に個人年金保険や年金型商品に加入する確率が高いと解釈できる。これも年収 500 万円以上 700 万円未満ダミーと同様、収入額がある程度大きいことから老後資産形成に充てる老後資産形成に充てるだけの金額を有していることが想定される。

年収 2,000 万円以上ダミー

年収 2,000 万円以上の人は将来的に個人年金保険や年金型商品に加入する確率が高いと解釈できる。これも年収 500 万円以上 700 万円未満ダミーと同様、収入額がある程度大きいことから老後資産形成に充てるだけの金額を有していることが想定される。

金融知識正答率

金融知識正答率が高い人の方が将来的に個人年金保険や年金型商品に加入する確率が高いと解釈できる。これは仮説の通りであり、金融知識を有しているほど老後資産形成への意欲が高いと考えられる。

分析 2 において擬似決定係数が分析 1 よりも大きいことから、政策提言を行うのに有効であると言える。また第 1 項における仮説も立証された、次章において個人年金保険や年金型商品の加入に対する政策提言を行う。

第 4 章 政策提言

第 1 節 政策提言の方向性

実証分析ではプロビットモデルを用いることで、iDeCo の拡大のための要因を検証した。そこから自助努力による老後の資産形成を選択する傾向にあるのは、金融知識がある人、また十分な所得があり資金に余裕がある人、そして老後の経済的準備に対しての意識が高い人であるということが明らかとなった。これを踏まえ、まず金融知識を広範囲にわたる人々に定着させる政策を検討する。次に老後資産形成における自助努力が必要であり、かつ分析内において年収が高くなるほど個人年金保険・変額個人年金保険や年金型商品への加入確率が高くなる傾向にあることから、中低所得者への加入支援策を提言し課題解決を図る。次節以降で 3 つの提言を行う。

第 2 節 提言 I 金融リテラシー教育の推進

第 1 項 政策の概要とその内容

- ・ 提言対象：文部科学省
- ・ 提言する理由

本稿における分析より、金融知識がある人ほど自助努力による経済的準備の選択に正の効果を与えることが明らかになった。この要因として、民間の保険会社等が取り扱う年金型商品や個人年金保険を活用するには金融リテラシーが必要であり、生活設計や資産運用の知識が乏しいと自ら金融商品を選択しライフプランを設計したり、またファイナンシャルプランナーにより設計されたものを理解したりするのが困難であると考えられるからである。この結果を踏まえて、自助努力による経済的準備の手段として iDeCo の活用を促進するために、現行の日本または海外の金融教育の方法に着目して、新たな金融教育制度の導入を提言する。

・内容

現状分析で述べた通り、近年生活者としての個人にも自己責任が求められる場面が増えてきており、金融リテラシーの必要性が高まっている。しかし現状、自分が生活していく上で必要な金融知識に不安がある人が多く、これは私的年金の制度を理解したりうまく活用したりすることが困難になることの要因となる場合がある。

まずは iDeCo に加入することのできる社会人を対象に、金融リテラシーを身につけるための教育の場を拡充することを提言する。社会人には金融商品や将来の生活設計に関する知識が必要となるため、社会人向けの講師派遣を実施するとともに、講演会やセミナーの開催をすることで、若手社会人や 50 代、60 代といった各ライフステージに応じた教育が可能なのではないかと考える。実際に、2016 年より投資信託協会は地方新聞および全国地方新聞社連合会と連携した地方セミナーを開催しており、投資信託、iDeCo、NISA 等について啓発普及活動を実施している。また出版社と連携して、女性限定の資産形成セミナーを開催したり、このほか、投資知識や経験の浅い個人投資家を対象とした日本証券業協会との共催講座や、東西の主要大学における日本投資顧問業協会と共同での寄付講座等を実施したりしている。こういった活動を全国的に拡大させることで社会人教育の場が提供できることとなる。さらにウェブサイト金融リテラシーをベースにした教材を公開することで、全国から誰でもアクセス可能な状態になる。また若年層や社会人の準備段階である大学生に向けて、資産形成やライフプランニングの重要性を説いた教材をウェブ媒体を中心に展開することも効果が期待できる。特に SNS 上で消費されることの多いコンテンツやサービスである漫画、ゲームやクイズなどで金融リテラシーに関連したものを提供することが、日頃から金融に関心を持つ動機づけやその重要性に気づくことに繋がるのではないと思われる。実際に日本証券業協会が株式の模擬売買ができる株式学習ゲーム等を制作・提供しているほか、経済・金融・証券に関するトピック解説等を提供するメールマガジンの配信を実施していることから、実現可能性は高いと言える。

次に学校教育の現場についての提言だが、現在日本の金融リテラシー教育の制度では、全国の学校にてそれぞれ学習指導要領に基づいた指導が行われている。金融庁が公開している学習指導教材や、金融広報中央委員会が公開している金融教育プログラムといった教材が既に広く世に出回っており、それらを用いることで金融教育を「生活設計・家計管理」「金融や経済の仕組み」「消費生活・金融トラブル防止」「キャリア教育」という 4 つの分野に分けた指導が可能となっている。また小学校低・中・高学年、中学校、高等学校などでそれぞれの目標を設定して指導を行うことで、学生期間の中で一貫した教育を施し必要な知識や思考力を身につけられるカリキュラムが構成されている。特に高等学校では 2022 年 4 月より改訂された学習指導要領にて、社会科の新たな科目である「公共」では金融経済、家庭科で資産形成の視点に触れた授業内容が登録されることとなった。

このように近年教材が豊富に出回ることで幅広く教員たちに金融教育の方法が提示されることになったが、ここにおいて金融教育の義務化だけではなく、教員の活動の活発化も重要ではないかと考える。つまり、日本において金融教育の内容が学習指導要領などに盛り込まれた現状であっても、担当教員の熱心さや金融リテラシーそのものが不足していれば、児童や生徒の金融リテラシーの向上は見込めないと言える。また熱心に金融教育に取り組む教員を養成・支援することができれば、少なくとも局所的には教育効果を見込むことが可能であるのではないだろうか。

具体的に教員を支援するために、経済的支援と勉強の場の提供という 2 つの政策を提言する。経済や金融の制度・仕組みは時代とともに絶えず多様な変化を遂げている。しかし、そのような変化を踏まえた知識の習得は担当教員に委ねられており、非常に重い負担になっていると考えられる。既に金融関係団体等によって、様々な副教材の提供や研修の実施などの支援が行われていることから、それらの積極的な利用を学校側に促すとともに、利用しやすい環境を整備する必要があるだろう。例として、アメリカでは以前より

Jump\$start⁶や金融教育全国などの機関や非営利団体が州などと連携して高校までの内容である金融教育の教授法を提供している場合が多く、直接的に金融教育を行うことに力を注いでいるわけではなく金融教育を実際に担当する教員のトレーニングに力を注いでいる。その理由は直接的に生徒に金融教育を行うよりも、金融教育を行う教員を支援・養成する方が効率的で効果的だからである。

この事例を参考に、日本においても教員同士や教育団体・機関による金融教育のための公的機関を立ち上げ、教員の経済的な支援を行うとともに勉強の場を提供することが可能なのではないかと考える。教材費の負担や授業に伴う銀行・証券会社等の訪問との仲介手続き、教員同士の交流等を通じた意識向上の手立て等を施行することが、現行の教育制度を進歩させることに繋がると思われる。

第2項 実現可能性

上記の類似政策として、2013年にアメリカにおいて若年層を対象とした金融教育に関する大統領諮問委員会の設立により、金融経済教育を行っていることから同様の政策を日本国内においても実行することが可能である。

また、現行の教育課程においてプログラミング教育が行われていることから、現在セミナー等で行われている内容を学校教育においても同様に行うことが可能である。

第3節 提言Ⅱ オプトアウト可能方式の導入

第1項 政策の概要とその内容

- ・提言対象：国民年金基金連合会
- ・提言する理由

本稿の分析より低所得者は老後の資産形成における自助努力を選択する確率が低く、確定拠出年金の導入を促すのが容易ではないと明らかになった。この要因は、十分な収入や貯蓄がない層からすれば、運用によって額が変動する不確実な年金を将来的に受け取るよりも、今の生活を充実させるための利用や投資を優先していると考えられるからである。この結果を踏まえて、低所得者に老後の資産形成を自助努力で行うという意識を高めさせ、幅広い層からの確定拠出年金の加入を目指すために新たな自動加入の仕組みを提言する。

- ・内容

自動加入とは「事業主は必ず政府が定める基準を満たす職域年金制度等に従業員を加入させなければならない」というものである。つまりこれまで事業主の任意であった従業員への職域年金制度の提供を今後は強制的に行わせ、全従業員はいったん制度に自動的に加入することになる。今回の提言の対象である、企業年金のない事業主に対して確定拠出年金の導入を義務づける。ただし、すでに合理的な資産形成を行っている個人の選択を歪めないように、加入を希望しない者は脱退選択（オプトアウト）が可能な制度とする。具体的には、給与から毎月一律額を天引きし拠出し、その加入者数分を事業主は国民年金基金連合会に納付することとする。国民年金基金連合会は公的に iDeCo を展開している機関であるため公平性が保たれる。そして給付は年1回、年末調整などの機会に加入者が一時金で受け取るか、iDeCo に移換するかを選択するものとする。選択しない場合は、自動的に iDeCo に移換する。ただし、iDeCo の拠出限度額を超過する分は一時金で受け取ることとなる。これによって加入者は給与から天引きされるものの、自ら選択すれば給付を受けることが出来ることから、一種のオプトアウトを提供しているのである。iDeCo へ移換する場

⁶ 金融教育に関心を持つ民間金融機関や、財団、学術団体、政府機関などおよそ150の機関が共同出資し設立したNPO法人。

合は税制の優遇というメリットがある。つまり、移換時は小規模企業共済等掛金控除、運用時は特別法人税課税（凍結中）、給付時は年金の場合は公的年金等控除、一時金の場合は退職所得控除となる。加入者は年 1 回の選択時に、小規模企業共済等掛金控除によるメリットを確認することができる。この節税メリットを加入者に訴求することで、iDeCo 移換者を一定程度見込めると考えられる。今すぐ給与の一部に値する金額を受け取るか、将来に向けて貯蓄しかつ節税するかのどちらかを選択することとなるが、通知文書等を工夫し上手く誘導することができるのではないだろうか。

諸外国の経験は任意加入による資産形成の制度がうまく機能していないことを示している。ドイツのリースター年金は補助金の積み増しや手続きの簡易化によって加入者数は増加しているが、任意加入を採用していることから加入率は頭打ちになっており、加入者の内訳も高所得者層に偏っている。またイギリスではオプトアウト可能方式による企業年金制度採用しており、NEST⁷(国家雇用貯蓄信託)を利用した確定拠出年金制度が近年急速に普及しているがしかし、オプトアウト率は当初の想定よりも低く順調に導入されている。

これらを踏まえた上で日本国内においてオプトアウト可能方式を利用するならば、様々な課題に向き合いながら制度を徐々に浸透させていくべきである。制度設計においては少子高齢化が進んでいる現状においても高齢期の金融資産の枯渇を防ぐことができる拠出水準を目指す。また、分析により中・低所得者層が自助努力による経済的準備に対する前向きなインセンティブとなるような政策が必要となることがわかったため、中・低所得者が十分な掛金の拠出を行なえない可能性を考慮し、手厚い財政支援を図る。例えば先述のドイツにおけるリースター年金では、私的年金に加入し一定以上の掛金を拠出した者に対して政府が一定額を拠出するという政策もとられている。これにより中・低所得者層が私的年金に加入するインセンティブが高まると考えられるため、日本においても参考にできるのではないだろうか。また個人にとどまらず、制度導入に困難が伴う中小企業に対しては経過措置を設けることで、確定拠出年金を整備できない場合に備えた支援組織・仕組みを構築することも見込める。

第 2 項 実現可能性

上記の類似策として、ドイツにおいてリースター年金が任意加入であったために加入率が頭打ちとなってしまっていたが、強制加入に変更したことにより成功している。また、イギリスにおいても NEST が強制加入によって成功している。これらを受け、日本においても強制加入を行うことは可能であると考ええる。

第 4 節 提言Ⅲ 拠出限度額の引き上げ

第 1 項 政策提言の概要とその内容

- ・ 提言対象：厚生労働省
- ・ 提言する理由

本稿の分析により、所得が高い層ほど自助努力による経済的準備を行う選択をする傾向があり、所得が低くなるほど準備に消極的であることがわかった。ここではより幅広い層からの iDeCo への加入を目指すために、中・低所得者層向けの経済的な措置を考案するとともに、この提言をすることで先述の提言Ⅱの内容であるオプトアウト可能方式を採択した際にその制度の効能を高めることも期待できる。

- ・ 内容

⁷ イギリスにおいて中小・零細企業の児童加入制度への対応の受け皿となる、確定拠出年金を提供する機関。

さらなる普及・拡充を図ることや、国民が高齢期における所得の確保に係る自主努力を行うに当たっての公平な支援の充実を図る観点から、iDeCo における拠出限度額の引上げを提言する。iDeCo は、加入者の属性(国民年金の被保険者区分や勤務先の企業年金制度の有無等)により拠出限度額が異なっており、iDeCo の加入を検討する個人にとっては複雑で不公平感を与えかねない仕組みとなっている。令和3年度税制改正により、企業年金加入者の iDeCo の拠出限度額について一定の見直しが措置されたものの、計画的な資産形成を促進する等の観点から、加入者の属性により異なる拠出限度額を一部引き上げたうえで統一する等、引き続き公平で分かりやすい制度とすることが必要なのではないだろうか。企業型 DC と iDeCo へ同時加入する場合は、拠出限度額に収まるように iDeCo 掛金額の調整が必要となる場合もある。とりわけ、iDeCo については、働き方の多様化などを踏まえ、企業年金に加入していない場合でも、確定給付企業年金や企業型 DC と併用する場合と同等の拠出額が確保できるよう、拠出限度額を大幅に引き上げるべきである。また iDeCo の利用者の目的は様々で、利用する中でできるだけ多く拠出したい人もいれば、資産運用先の商品にこだわりがあるという人も、手続きに手間をかけたくないという人もいるだろう。拠出限度額の引き上げを行うことで、そんな異なる目的を持った利用者の選択肢を広げ、目的の達成を助成することができるのである。先述の提言Ⅱにおいて、オプトアウト可能方式を導入した企業における iDeCo 加入者は、拠出限度額を超過するまでは iDeCo に給付金を移換することを可能としていた。ここで拠出限度額を引き上げた際には iDeCo 利用者の選択肢が増えることに繋がり、より多くの利用や普及が見込めるのである。

上記の検討に当たっては、イギリスの「ペンション・ポット」やカナダの「コントリビューション・ルーム」が参考となる。具体的には、これらの制度の場合、企業年金・個人年金を問わず、年間および生涯の非課税拠出限度額が定められ、国民はその範囲内で自由に拠出が可能となっている。また、若年層を中心に、非課税枠を使い切ることができないことも想定されるため、当年中に利用しなかった非課税枠は、翌年以降に繰り越すことが可能な設計となっている。

第2項 実現可能性

実現可能性において、2024年に企業型 DC と企業年金基金(DB)の掛金月額が一律2万円に法改正されることが決定している。しかしこれは iDeCo には反映されていないため、対象範囲を拡大させることは大いに可能である。

第5節 政策提言のまとめ

提言Ⅰにより、学生のみならず指導教員にも金融教育強化を行うことで自助努力による老後資産形成準備の選択の支援が見込める。

提言Ⅱにより、所得の大小に関わらず老後資産形成の契機を提供することができ、老後資産形成のインセンティブとなりうる。

提言Ⅲにより、所得による上限なしに拠出額を設定することができ、かつ中低所得者への対策を講じることにより iDeCo のさらなる普及・拡充が見込まれる。

以上3つの政策提言を現行政策と併せて実施することで、iDeCo に対するインセンティブの働きかけと加入率の増加が可能となる。それにより、老後資産形成の動きが活発となり、結果として自助努力による資産形成によって年金財政の安定化を図りつつ、本稿のビジョンである「iDeCo の利用に係る諸問題の解決と iDeCo の拡充により、老後の資産形成を促進すること」が達成される。

おわりに

本稿の課題として、以下の 2 点があげられる。1 点目は実証分析において、新田 (2020) と同様の操作変数法を用いたプロビット分析を行うことができなかった点である。また、2 点目は特別法人税に関する提言ができなかった点である。具体的には特別法人税を撤廃することを分析結果と関連させて提言するまでは至っていない。よって、この 2 点は本研究における今後の研究課題といえる。

本稿の執筆にあたり、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターSSJ データアーカイブにデータ分析の面で多大なご協力を頂いた。ここに感謝の意を表する。

最後に我々の研究が我が国の社会資本の適切な維持・整備の実現に寄与することを願って、本稿の締めとする。

先行研究・参考文献

主要参考文献

- ・ 大江加代(2022)「職域での確定拠出年金(DC)に関する情報提供・教育のあり方についての考察～企業の実施率と個人の認識率のギャップに見る課題と対策～」『年金研究』No. 17, pp. 33-60.
- ・ 北村智巳 中嶋邦夫(2009)「確定拠出年金における継続投資教育の効果：実験による検証」『現代ファイナンス』No. 25, pp. 53-76.
- ・ 日下部健児(2020)「ドイツにおけるリースター年金について」『日本年金学会誌』第39号, pp. 26-30.
- ・ 駒村康平 山田篤裕(2007)「年金制度への強制加入の根拠-国民年金の未納・非加入に関する実証分析-」『会計検査研究』No. 35, pp. 31-49.
- ・ 佐川あぐり(2018)「豪スーパーアニュエーション、成功の背景は」『はじめに～資産規模の拡大が続くスーパーアニュエーション』pp. 2.
- ・ 新田堯之「資産形成のためのリテラシー調査」(https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/asset/20200529_021571.pdf) 2022/11/4 データ取得
- ・ 日本経済新聞 2019年6月3日「人生100年時代、2000万円が不足 金融庁が報告書」(<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ045636720T00C19A6EE8000/>) 2022/11/2 最終閲覧
- ・ 丸山桂(2021)「中年未婚者のiDeCo加入に関する実証分析」『年金研究』No. 15, pp. 2-16.

引用文献

- ・ 金融庁(2019)「金融審議会市場ワーキング・グループ報告書「高齢社会における資産形成・管理」」(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20190603/01.pdf) 2022/8/25 データ取得
- ・ 金融庁金融経済教育推進会議「金融リテラシー・マップ」(<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy/pdf/map.pdf>) 2022/11/2 最終閲覧
- ・ 金融庁金融研究センター(2013)「「金融経済教育研究会」研究報告者」(<https://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/20130430/01.pdf>) 2022/11/2 データ取得
- ・ 金融庁金融広報中央委員会(2022)「「金融リテラシー調査2022年」の結果」(https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy_chosa/2022/pdf/22literacyr.pdf) 2022/11/3 データ取得
- ・ 日下部健児(2020)「ドイツにおけるリースター年金について」『日本年金学会誌』第39号(https://www.jstage.jst.go.jp/article/nenkingakkaishi/39/0/39_26/_pdf/-char/ja) 2022/11/4 データ取得
- ・ 厚生労働省(2018)「平成30年就労条件総合調査」(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/18/dl/gaiyou03.pdf>) 2022/11/4 データ取得
- ・ 厚生労働省(2021a)「令和3年簡易生命表の概況」(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life21/dl/life18-15.pdf>) 2022/8/25 データ取得
- ・ 厚生労働省(2021b)「令和3年国民生活基礎調査」

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/dl/03.pdf>)

2022/11/1 データ取得

- 厚生労働省(2022a)「年金制度のポイント くらしの中に、年金がある安心。2022 年度版」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/20220928.pdf>) 2022/8/25 データ取得
- 厚生労働省(2022b)「令和 3 年度国民年金の加入・保険料納付状況」(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/dl/k_r03.pdf) 2022/11/1 データ取得
- 厚生労働省「年金制度基礎資料集」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000894794.pdf>) 2022/11/2 最終閲覧
- 厚生労働省 HP [年金制度の仕組みと考え方]第 4 公的年金制度の財政方式 5. 年金制度の財政方式(https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin_shikumi_02.html) 2022/11/3 最終閲覧
- 齋田温子(2009)「ドイツの確定拠出型個人年金制度(リースター年金)の現状」『野村資本市場研究所 資本市場クォーターリー』(<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2009/2009aut08web.pdf>) 2022/11/4 データ取得
- 佐川めぐり(2022)「対象者拡大から 5 年、iDeCo 普及の足跡」『大和総研』(https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/asset/20220613_023092.pdf) 2022/11/4 データ取得
- 日本証券経済研究所(2015)「確定拠出年金(DC)をめぐる世界の動き」(file:///C:/Users/user/Downloads/1505_01.pdf) 2022/10/5 データ取得
- 文部科学省(2018)「高等学校学習指導要領(平成 30 年告示)解説 家庭編」(https://www.mext.go.jp/content/1407073_10_1_2.pdf) 2022/11/3 データ取得
- iDeCo 公式サイト ライブラリ「加入者数等について」(https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/number_of_members_R0409.pdf) 2022/10/25 データ取得
- iDeCo 公式サイト ライブラリ「2022 年の制度改正について」(<https://www.ideco-koushiki.jp/library/2022kaisei/>) 2022/11/3 データ取得